

鳥取県公報

目次
◇告示 県農業振興計画公聴会の開催について

告示

鳥取県告示第五百五十九号

急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三十五号)第四條第二項を準用する同法第五條第二項の規定及び急傾斜地帯農業振興臨時措置法施行規則(昭和二十七年農林省令第四十三号)第二條の規定を準用する同規則第六條の規定に基づき、県農業振興計画公聴会を次のとおり開催する。

昭和二十七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、日時 昭和二十七年十二月十五日午前十一時

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

- 一、場所 鳥取県議会議事堂第二会議室(鳥取市東町)
- 一、県農業振興計画案 (別紙のとおり)

鳥取県急傾斜地帯農業振興計画書(五箇年計画)

第一 急傾斜地帯の概況

本県における傾斜農地の分布状況は県の地形が南に中国山脈を背負い南北に短く東西に細長い。従つて山海にせまり、地勢急峻でその間を三大河川たる千代川、天神川、日野川と加勢蛇川、洗川、勝田川等の大山水系の四大水系が北流し、日本海に注いでいるが、いづれも流程短く平坦な耕地は僅かに河口に点在するにすぎない。反面人口の増大と食糧不足は勢い傾斜地帯への農業開発を余儀なくし、これが開発は現在標高八百米にも及んでいる。従つて本県における傾斜農地はその殆んが山間部に在つて海岸地帯には單に東村、青谷町、泊村等の一部にのみ見受けられる状態である。これが関係耕地面積二二、二二〇町歩本県全耕地面積四三、四八四町歩の五一%を占めているが急傾斜地帯として取り上げ得る地区は二八五地区関係面積九、〇

一七、一町歩その内耕地は水田三、二四〇、八町普通畑二、七四四、七町樹園地九三八、八町歩合計六、九二四、三町歩全耕地面積の一五、九%にして関係農家は一八、七二四戸全農家戸数の三〇、三%の多きに達し、しかも本地帯における水田の殆んどは一毛作田である上、本県の特産である二十世紀梨等果樹園の大半は本地帯に見受けられる。

次に分布の状況を見ると本県の中西部の殆んどを占めている大山山系は傾斜度低く現在開拓適地として開発され従つて急傾斜地帯は主として東部及び奥西部の地帯に存在する。地質は概ね花崗岩系がこの主軸をなしている。気温は年平均攝氏一五度降水量は年二、五〇〇耗に達し、積雪日数は六〇日を越えなお降水量、積雪量は共に東部に多く西に向うに従つて少ない傾向である。

第二 急傾斜地帯農業振興の構想

本県急傾斜地帯の大部分は山間部に位し、地質は概ね花崗岩系にしてしかも降水量多く土壌の崩壊を招き易

い状態である。従つてこれが防止は本地帯における農業上の主要課題である。これが爲、承水路一三四、六軒土留工二一五箇所階段工二六〇箇所石垣工一九軒等の事業を行い農地の保全に努めるの外農道約八七一軒索道約一〇八軒その他水路、溜池の拡充等土地条件の整備を図りもつて営農基礎条件の確立をなし更に牧野の改良、家畜舎、サイロ等の整備により家畜の導入に努め有畜営農の合理化を図る外、自給肥料の増産並びに保温折衷苗代の普及をなしもつて食糧自給度の向上を図ると共に果樹、三椏、桑等換金作物の増反共同利用設置の整備拡充等農家経済の安定を図らうとするものである。

第三 農業振興計画の内容

(単位千円)

事業種目	事業主体	事業量			事業費		
		年次別計画	事業費	年次別計画	事業費		
土地条件整備							
(A) 農地の拡張							
(1) 開墾作業増	農協	八町	三五	二七、四	二〇、四	八、六	六、六
小計						八、六	八、六
(B) 農地の保全							
(1) 承水路	土地改良区	二、六〇米	二、三三	三、一〇〇	三、〇〇〇	三、〇三六	二、一三
(2) 排水路	"	二、〇六〇	三、五〇〇	三、一〇〇	三、〇〇〇	三、五七〇	九、九
(3) 土留工	"	二、五箇所	一五	五〇	五〇	四、〇	二、四
(4) 階段工	"	二、〇〇	三〇	三〇	三〇	三、〇	三、〇
(5) 石垣工	"	二、一〇〇米	三、五〇〇	四、四〇〇	五、三〇〇	三、七〇〇	一、九〇
小計						一、九〇	一、九〇
合計						八、六	八、六

(G) 自給飼料施設	1 サイロ設置	五五基	七	九	一八	一三四	一三五	二、一、五〇〇	一、八〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、五〇〇
小計	(H) 桑園改良							二、一、五〇〇	一、八〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、五〇〇
	1 桑園改植	二、三元反	四八	四六	四六	四六	四六	二七、五四六	五四四	五四六	五四四	五四四
	2 桑園新植	二、一元〃	四六	四六	四六	四六	四六	二、四、三六五	四、三六五	四、三六五	四、三六五	四、三六五
小計	(I) 養蚕改良							四八、九〇三	九、八〇三	九、八〇三	九、八〇三	九、七四
	1 簡易乾繭兼稚蚕共飼育施設(土室)	一五〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二、二五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇
	2 改良簇普及施設	三〇、〇〇〇個	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	八、四〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
小計	(J) 蚕桑病虫害防除							一〇、二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
	1 桑園害虫防除	四、七〇四反	八五	八五	八五	八五	八五	八、四四	三、四九	六、四四	六、四四	六、四四
	2 硬化病予防	三六、〇〇〇瓦	三〇、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	六、〇〇〇	五七三	六	八八	一一〇	一三三
合計								六、六〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇

(K) 林産振興	1 木炭倉庫建設	一六棟	一	四	四	四	三	四、八〇〇	三〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	九〇〇
	2 三極剝皮場	二〃	一	三	三	三	二	二、四〇〇	二〇〇	六〇〇	六〇〇	四〇〇
	3 三極増植	三〇〇町	四	四	四	四	四	五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小計	(L) 共同施設							一三、一〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇
	1 共同選果場	四棟	一	三	二	一	一	二、一〇〇	一六、四九〇	一六、四九〇	一六、四九〇	一六、四九〇
	2 共同集荷場	二〃	一	三	二	一	一	六〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
	3 火力乾燥場	八	一	二	二	三	一	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	4 共同作業場	一〇	二	二	二	二	二	三、五〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
	5 共同收納舎	五	一〇	一〇	二六	七	一	三、八五〇	七〇〇	一、九〇〇	四九〇	一
小計								三、二、一五〇	一八、八二〇	一八、八二〇	一八、八二〇	一八、八二〇
合計								四、五九九	七三、一〇〇	七三、一〇〇	七三、一〇〇	七三、一〇〇
総計								九、五八	四、八、五〇〇	四、八、五〇〇	四、八、五〇〇	四、八、五〇〇

事業種目		総事業費		国庫負担		県費負担		市町村地元負担	
2	溜池	二、三六八	五、〇六七、二			七、六〇〇、八	六、〇〇〇	六、〇〇〇	
3	井堰その他	一六、六七〇	六、六六八			一〇、〇〇三	四二、六六三	四二、六六三	
4	農道	八五九、七二六	三、四三三、八六六、四			五五、八一九、六	三〇、八七三	三〇、八七三	
5	索道	五五、一三〇	一六、五九〇			三六、五九一	九、四二六	九、四二六	
6	暗渠排水	一六、八三八	五、〇五四、四			一一、七八三、六	六、九一六	六、九一六	
7	客土	二、三五〇	三、七〇五			八、六四五	八、三三三	八、三三三	
8	区画整理	一四、八六〇	四、四六四			一〇、四一六	二五、四〇三	二五、四〇三	
9	温水施設	五、九三二	三二、二六六、四			三二、七五三、六	二、四六一	二、四六一	
10	酸性土壌改良	四、三九五	一、三二八、五			三、〇七六、五	二、四六一	二、四六一	
小計		一一、八三三、〇	四六、八五、七			七三、〇二四、三	六四八、〇八五	六四八、〇八五	
(D) 牧野の改良									
1	障害物除去	七、一三五	三、五三三、五			三、五六二、五	二、八五〇	二、八五〇	
2	牧野樹林造成	一、五〇〇	七、〇〇			七、五〇〇	六〇〇	六〇〇	
3	優良木草導入	一、四七〇	七、三三			七、三三	五八八	五八八	
4	土地改良	二、九四四	一、四七七			一、四七七	一、一六五、六	一、一六五、六	
5	隔障物設置	一、七三〇	七、九五			七、九五	六三六	六三六	
6	索道	一、七三〇	六、六五			六、六五	六九三	六九三	
7	牧道	四〇三	三三			三三	一八四、八	一八四、八	

事業種目		総事業費		国庫負担		県費負担		市町村地元負担	
土地条件の整備									
(A) 農地の拡張									
1	開墾作業増反	八、六九二	二、六七、六			六、〇一四、四	一、三〇〇	一、三〇〇	
小計		八、六九二	二、六七、六			六、〇一四、四	一、三〇〇	一、三〇〇	
(B) 農地の保全									
1	承水路	二、二七七	五、三三三、五			五、三三三、五	四、〇九八	四、〇九八	
2	排水路	九七、八九六	四八、九四八			四八、九四八	三九、一五八	三九、一五八	
3	土留工	六四、四四六	三、一三三			三、一三三	二五、六九八	二五、六九八	
4	階段工	七六、四三三	三、九二二			三、九二二	三、三六八	三、三六八	
5	石垣工	一九、二七八	九、五九九			九、五九九	七、六七一	七、六七一	
6	植樹工	一、三四二	六七二			六七二	五三六	五三六	
小計		三三三、八三一	一八六、九二五、五			一八六、九二五、五	一四九、五三九	一四九、五三九	
(C) 農地の改良									
1	水路	二七、三三三	五、四九四、八			五、四九四、八	八二、四七二	八二、四七二	

(単位千円)

市町村地元負担のうち融資によるもの

小計	一六、九一	八、五五、五	一	八、五五、五	六、七六、四
合 計	一、五三、三四	六〇、七四、三	一	二九、五九、七	八五、六〇、四
管農の改善					
(A) 耕種改善					
1 水稻保温折衷苗代	六、二〇〇	三〇、六〇〇	一	三〇、六〇〇	一
2 米麦採種圃	三、四四五	一、三三、五	一	一、三三、五	一
3 菜種共同育苗圃	三、六〇〇	一、八〇〇	一	一、八〇〇	一
4 梨の新植	八〇〇	四〇〇	一	四〇〇	一
5 杷柳の新植	四〇〇	三〇〇	一	三〇〇	一
小計	六、五〇五	三四、二五三、五	一	三四、二五三、五	一
(B) 病虫害防除					
1 動力噴霧機	八〇〇	四〇〇	一	四〇〇	三三〇
小計	八〇〇	四〇〇	一	四〇〇	三三〇
(C) 農用機具導入					
1 動力耕運機	一、六四〇	八三〇	一	八三〇	六五六
2 運搬車	八四六	四三三	一	四三三	一
小計	二、四八六	一、二四三	一	一、二四三	六五六

小計	一〇、六三〇	五、三二〇	一	五、三二〇	四、〇〇八
(D) 自給肥料増産					
1 堆肥舎	七、八六〇	三、九三〇	一	三、九三〇	三、一四四
2 堆肥盤	二、二六〇	一、〇八〇	一	一、〇八〇	八六四
3 灰焼かまど	四〇〇	三三〇	一	三三〇	一
4 肥溜	一六〇	八〇	一	八〇	一
小計	一〇、六三〇	五、三二〇	一	五、三二〇	四、〇〇八
(E) 有畜農業促進					
1 和牛導入	六、三〇〇	三四、六五〇	一	三四、六五〇	二四、二五五
2 乳牛導入	三、六〇〇	一六、八〇〇	一	一六、八〇〇	一一、七六〇
3 馬導入	一三、二五〇	六、六三五	一	六、六三五	四、六三七
4 綿羊導入	一五、〇〇〇	七、五〇〇	一	七、五〇〇	五、二五〇
小計	一三、一五〇	五八、〇七五	一	五八、〇七五	四五、九〇三
(F) 畜産施設拡充					
1 家畜舎の新設並びに改良	一三六、〇〇〇	六四、〇一〇	一	六四、〇一〇	一
小計	一三六、〇〇〇	六四、〇一〇	一	六四、〇一〇	一
(G) 自給飼料施設					
1 サイロ設置	一一、一〇〇	五、五五〇	一	五、五五〇	四、四四〇
小計	一一、一〇〇	五、五五〇	一	五、五五〇	四、四四〇

(II) 桑園改良	二七,一六六	一三,五八三	1	一三,五六三	1
(1) 桑園改植	二,八三〇	一〇,九二〇	1	一〇,九二〇	1
(2) 桑園新植	四,九六六	二四,四九三	1	二四,四九三	1
小計					
(I) 養蚕改良	二,三五〇	一,二三五	1	一,二三五	1
(1) 簡易乾繭兼稚蚕共同飼育所設置(土室)	八,四〇〇	四,一〇〇	1	四,一〇〇	1
(2) 改良簇普及施設	一〇,六五〇	五,三三五	1	五,三三五	1
小計					
(J) 蚕桑病虫害防除	三,四九九	一,七〇九	1	一,七〇九	1
(1) 桑園害虫防除	五七三	三六六	1	三六六	1
(2) 硬化病予防駆除	三,九一二	一,九四五	1	一,九四五	1
小計					
(K) 林産振興	四,〇〇〇	二,四〇〇	1	二,四〇〇	1
(1) 木炭倉庫建設	二,〇〇〇	一,〇〇〇	1	一,〇〇〇	1
(2) 三極剥皮場	二,〇〇〇	一,四〇〇	1	一,四〇〇	1
(3) 三極増植	二,〇〇〇	一,〇〇〇	1	一,〇〇〇	1
小計					
合計	二,四〇,二〇二	一,二五,一〇〇	1	一,二五,一〇〇	1

(I) 共同施設	二,一六〇	一〇,〇〇〇	1	一〇,〇〇〇	1	八,六四〇
(1) 共同選果場	一,一〇〇	五,〇〇〇	1	五,〇〇〇	1	三,〇〇〇
(2) 共同集荷場	一,〇〇〇	五,〇〇〇	1	五,〇〇〇	1	三,〇〇〇
(3) 火力乾燥場	一,〇〇〇	〇	1	〇	1	〇
(4) 共同作業場	三,八〇〇	一,七〇〇	1	一,七〇〇	1	一,四〇〇
(5) 共同收納舎	三,一〇〇	一,九三三	1	一,九三三	1	一,五〇〇
小計	四,九,九五六	三九,九八,八	1	三九,九八,八	1	三,七〇〇
合計	二,四〇,二〇二	八九,七二,八	1	一,二五,一〇〇	1	八六,三九,四

自治庁行政部監修 地方自治小六法

◇絶讚！三版出来！
B7六三〇頁
写真植字オフセット制
定価 二二二〇円
(送料 一六円)

[ポケット判]

執務上便利能率的・携帯至便
内容豊富で破格的廉価
公務員の座右に必ずこの一冊を！！

自治庁行政課長 長野 士郎 書 ◇十一月発売

本定 地方自治法逐條解説

はじめて明らかにされた
A5 九〇〇頁
予価 七〇〇円

全條文にわたる有権解釈
今改正を含む待望の最新版！

自治庁次長 鈴木俊一 著 ◇発売中

改正 地方自治制度

B6 三五〇頁
定価 二五〇円
送料 三二円

さきに好評四版を重ねた名著。今國會の大改正に基き全く稿を新たに書き下した最新版。地方公務員の執務軌範、研修用に最適！

教育委員会法逐條解説

文部省地方課長 北岡健二 著 ◇発売中
A5 三二〇頁
定価 二九〇円
送料 三二円

直面する課題に應え
初めて世に出る有権解釈の決定版！

日本図書館協会選定図書
本書は全教育會の熱望に應えて教育委員會―地方教育行政の運営を指導する文部省北岡地方課長外担当事務官がその總力を擧げて豊富な資料をこゝに結集し誰にも判るよう平易に解説した教育委員會の正しい運営を示す決定版！

(ポケット判)

教育委員會関係法令集

文部省地方課編集
オフセット刷 二〇〇頁
ノート兼用式 定価 一〇〇円
(送料 一六円)

発行所 学陽書房

東京都豊島区雑司谷一ノ三九二
振替東京八四二四〇〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取